

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 管理コード | 制度の所管官庁 | 項目 | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | その他(特記事項) |
|--|--|-------|-------|---|-----|----------|---------|---------------------------------|--------|----------|----------|--------------|--------|---------------------------------|---|--------------------------------------|--|-----------|
| 該当なし | 公正取引委員会では、質貨借の契約や物品の購入についての契約では、債権譲渡禁止特約条項が盛り込まれている。 | b | | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から検討を開始する予定。 | | z2200001 | 公正取引委員会 | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除 | 5039 | 50390022 | 11 | 社団法人 リース事業協会 | 22 | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除 | 経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても債権譲渡禁止特約を解除すること。 | 企業の資金調達力の円滑化が図られる。 | 債権譲渡禁止特約が資産流動性の過格要件の障害となっている。 | |
| 景品表示法第1条、第2条及び第3条 一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限(告示) 「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通達) | 「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)により、事業者が一般消費者に対して懸賞の方法によらないで提供できる景品額の最高額を定めている。 | c | | 景品表示法による景品規制は、零細・小規模商店の保護を目的とするような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品額の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号。)においても、懸賞によらないで提供する景品額の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 | | z2200002 | 公正取引委員会 | 不当景品類規制(総付け)の撤廃・緩和 | 5039 | 50390056 | 11 | 社団法人 リース事業協会 | 56 | 不当景品類規制(総付け)の撤廃 | 不当景品類規制(総付け)を撤廃すること を要望する。 | 事業者間の公正競争の活性化が図られ、その結果として、消費者利益に繋がる。 | 景品表示法第1条、第2条及び第3条「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」(告示)「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通達) 景品表示法による景品規制は、零細・小規模商店の保護を目的とするものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品額の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号。)においても、懸賞によらないで提供する景品額の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 景品表示法第1条、第2条及び第3条「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」(告示)「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通達) 景品表示法による景品規制は、零細・小規模商店の保護を目的とするものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品額の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品額の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号。)においても、懸賞によらないで提供する景品額の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 | |

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 管理コード | 制度の所管官庁 | 項目 | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | その他(特記事項) | |
|-------------------|---|-------|-------|---|-----|----------|---------|--------------------|--------|----------|----------|--------------------|--------|------------------|---|--|------|-----------|--|
| 景品表示法第1条、第2条及び第3条 | 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(告示)」「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通告) | c | | 景品表示法による景品規制は、零細・小規模商店の保護を目的とするような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を定めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号。)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することにより適当ではない。 | | z2200002 | 公正取引委員会 | 不当景品類規制(総付け)の撤廃・緩和 | 5040 | 50400029 | 11 | オリックス | 29 | 不当景品類規制(総付け)の撤廃 | 不当景品類規制(総付け)を撤廃すること | 事業者間の公正競争の活性化が図られ、その結果として、消費者利益に繋がる。 | | | |
| 景品表示法第1条、第2条及び第3条 | 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(告示)」「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通告) | c | | 景品表示法による景品規制は、要望者が理解しているような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を定めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号。)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することにより適当ではない。 | | z2200002 | 公正取引委員会 | 不当景品類規制(総付け)の撤廃・緩和 | 5041 | 50410017 | 11 | (社)日本フランチャイズチェーン協会 | 17 | 総付け景品取引価格の緩和について | 景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止) ・総付け景品 景品類の最高額の緩和。 | ・総付け景品: 取引価格の1/10(100円)までの場合は100円) ・お客様の景品に対する期待感が向上している。 ・景品製にかかると費用が上昇している。この規制は景品価格の過当競争を避け、また中小企業を保護する為の規制と理解するが、若い手市場の現在では規制内の金額では顧客に行動変化を至らしめません。結果、各社とも販促費が減少し、消費の衰退につながっている。 | | | |

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 管理コード | 制度の所管官庁 | 項目 | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項（事項名） | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | その他（特記事項） |
|----------------------------|--|-------|-------|---|-----|----------|---------|--------------------|--------|----------|----------|---------------------|--------|-------------------|--|--|---|-----------|
| 景品表示法第1条、第2条、第3条 | 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（告示）」 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について（通達） | c | | 景品表示法による景品規制は、要望者が理解しているような趣旨のものではなく、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を至めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「懸賞」による景品類の提供に関する事項の制限、「昭和52年公正取引委員会告示第3号」においても、懸賞による提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 | | z2200003 | 公正取引委員会 | 不当景品類規制（一般懸賞）の緩和 | 5041 | 50410017 | 21 | (社)日本フランチャイズチェーン協会 | 17 | ・総付け景品取引価格の緩和について | 景品表示法第3条（景品類の制限及び禁止） ・一般懸賞 景品類の最高額の緩和。 | | ・一般懸賞：取引価格の2.0倍（総額は売上予定総額の2%） ・お客様の景品に対する期待感が向上している。 ・景品製作にかかる費用が上昇している。 この規制は景品価格の適当競争を避け、また中小企業を保護する為の規制と理解するが、買い手市場の現在では規制内の金額では顧客に行動変化を至らしめません。結果、各社とも販促費が減少し、消費の衰退につながっている。 | |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条 | 独占禁止法第11条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社の場合10%）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有することを禁止しており、これを行う場合には公正取引委員会の認可を受けることとしている。 | c | | 独占禁止法第11条によって、銀行等の株式保有を制限している趣旨は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有している銀行等の株式保有を制限し、銀行等を中心とした事業支配力の過度の集中が生じること防止する。銀行等が事業会社と結び付くことにより、a 当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う等資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められること、b 例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取引扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に関与する等の不正取引の誘引が形成されることを防止するといったものである。 公正取引委員会が行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査（平成13年7月4日公表）によると、企業は、取引先金融機関を変更しにくく状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。金融機関が行った要請に対しては、意志に反して要請に応じた企業も多数存在する。企業の4割は金融機関からの要請を断りにくく感じており、意志に反しても要請に応じざるを得ない理由としては次回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられているといった状況が認められている。このような金融会社と事業会社間の関係の特性を踏ま | | z2200004 | 公正取引委員会 | 銀行等による株式取得等の制限の撤廃等 | 5044 | 50440001 | 11 | 慶應義塾大学ビジネススクール新装研究室 | 1 | 銀行等による株式取得等の制限の撤廃 | いせゆる5%ルーラーの増設（無制限）。英米型R/Rナスやドイツ型R/Rナスを模倣するのではなく、日本企業に最適なユーロ・R/Rナスを育成するため、機関投資家たる銀行の資本家機能（R/Rナス）の強化することにより、銀行のR/Rナスへの供給機能を強化する。 | 資金余剰という日本経済の環境下で、米国に比較して資本の露化が懸念であり、それを直ぐに個人の資本出資に期待するには時間的問題がある。つまり組織再編成の際の譲渡対価に海外株式が包含させられる時期がまじらいついてきており、米ドル下落の可能性が高まっている現在、日本企業の株式の保有者が中心が米英米資本の比率が高まること予想され、日本企業のR/Rナス構造が海外資本家に支配される事が考えられる。一方、国内資本主義の問題は、IT産業など投資回収が容易な産業育成はともかくも、製造業への資本投下が減少する可能性もあり、産業政策上、製造業を活性化可能な資金源泉が不可欠で、その仕組みを構築することは日本経済の詳細にとって最大の課題である。その観点から、日本経済の強みを維持するためにも、M&Aによる買収を回避するために、日本企業の資本の安定化が求められる。事業支配力の集中等の問題があるにせよ、資金余剰の金融機関に資本増強の役割を期待したい。 | ガバナンス上の問題は、種類株の工夫で乗り切れるものと考えられる。 | |

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 管理コード | 制度の所管官庁 | 項目 | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項（事項名） | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | その他（特記事項） |
|--|--|-------|-------|---|-----|----------|---------|----------------------|--------|----------|----------|---------------------|--------|----------------|---|---|--|----------------|
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条 | 独占禁止法第11条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社の場合10%）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有することを禁止しており、これを行う場合には公正取引委員会の認可を受けることとしている。 | C | | 独占禁止法第11条によって、銀行等の株式保有を制限している趣旨は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有している銀行等の株式保有を制限し、銀行等を中心とした事業支配力の過度の集中が生じること防止する。銀行等が事業会社と結び付くことにより、a 当該事業会社と競争関係にある会社を不利に及ぼす資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められること。b 例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取引扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に干渉する等の不正取引の余地が形成されることを防止するということである。 公正取引委員会が行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査（平成13年7月4日公表）によると、企業は、取引先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。金融機関が行った要請に対しては、意志に反して要請に応じた企業も多数存在する。企業の4割は金融機関からの要請を断りにくく感じており、意志に反しても要請に応じざるを得ない理由としては次回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられているといった状況が認められている。このような金融会社と事業会社間の関係の特性等を踏ま | | z2200004 | 公正取引委員会 | 銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等 | 5044 | 5040002 | 11 | 慶應義塾大学ビジネススクール許諾研究室 | 2 | 種類株の活用促進 | 現在「ジョイント・ベンチャー」による優先株式の取得が認められている株式保有制限法適用除外の範囲拡大 | | 金融機関による大規模なリスクリーマーの供給を可能とするには、株主権の切り分けによって既存株主との利害調整やガバナンス構造の緊張感を担保する種類株式の活用が有効と考えられるため。 | 要望1の補充としてw/t提案 |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告並びに届出等に関する規則第1条の2、第1条の3及び第1条の4 | 独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止している。 | b | | 独占禁止法第9条の株式保有規制は、同条第5項及び第6項により、一定の総資産基準を超える会社に対して、設立後30日以内又は事業年度終了後3か月以内に、当該会社及びその子会社の事業に関して報告する義務を課しているものである。このように、同規制は、「事後チェック型」となっており、規制改革の基本理念に反するものではなく、企業再編を妨げるものではないと考えられる。 なお、規制改革推進3か年計画（再改訂）（平成15年3月28日閣議決定）において、平成16年度中に一般集中規制（第9条）の施行状況のフォローアップを行い、一般集中規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討することとされており、その一環として検討することとしている。 | | z2200005 | 公正取引委員会 | 大規模会社の事業報告書の廃止 | 5048 | 5048007 | 11 | 社団法人 日本自動車工業会 | 7 | 大規模会社の事業報告書の廃止 | 事業報告書は直ちに廃止すべきである。少なくとも有価証券報告書等の既存の報告書の記載をもって代えることを認める等により企業の負担を軽減すべきである。 | 昨年独禁法が改正され一定以上の規模を有する会社（大規模会社）に対する一定額以上の株式保有制限（9条の2）が廃止されたが、一方で、毎年度ごとに自社及び子会社の事業報告書の提出が求められるようになった。 | 行政による事前規制から事後チェックによる弊害規制に移行する流れに逆行する。独禁法関連でも、大規模会社の株式保有制限（9条の2）は、規制内容を順次緩和したうえで廃止となり、合併等の企業結合の事前届出要件も要件が緩和される方向にある。この中で、本件の事業報告書を求める必要性には認得力がない。 | |

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 | 管理コード | 制度の所管官庁 | 項目 | 要望事項管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項（事項名） | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | その他（特記事項） |
|--------------|---|-------|-------|--|-----|----------|---------|--------------------------------------|----------|----------|----------|-----------|--------|--------------------------------------|---|--|---|-----------|
| | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可申請、報告並びに届出等に関する期間第1条の2、第1条の3及び第1条の4 | b | | <p>独占禁止法第9条の株式保有規制は、同条第5項及び第6項より、一定の総資産基準を超えた会社に対して設立後30日以内又は事業年度終了後3か月以内に、当該会社及びその子会社の事業に関して報告する義務を課しているものである。このように、同規制は、「事後チェック型」となっており、規制改革の基本理念に反するものではないと考えられる。</p> <p>なお、規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）において、平成16年度中に一般集中規制（第9条）の施行状況のフォローアップを行い、一般集中規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討することとされており、その環として検討することとしている。</p> | | z2200005 | 公正取引委員会 | 大規模会社の事業報告書の廃止 | 5081 | 50810007 | 11 | 松下電器産業㈱ | 7 | 独占禁止法第9条第5項に基づく事業報告書について | 独占禁止法第9条第5項に基づく事業報告書の廃止。又は、事業報告書を作成するとしても、会社が直接株式を保有する子会社の報告のみとすべきである。 | | 報告義務を課せられている会社は大規模事業者であり、間接に議決権を保有する会社は多数に渡る。会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社についてまで議決権保有割合、総資産、売上高を調査しなければならないというはあまりにも煩雑であって、毎事業年度終了の日から3月以内に提出することが非常に難しい状態にある。 | |
| 下請代金支払遅延等防止法 | | d | d | <p>下請法上「受領」とは、物の取寄せ又は修理委託においては、親事業者が下請事業者の給付の目的物を受け取り自己の占有下に置くことを意味するところ、下請事業者が倉庫に預託した部品について親事業者が検査を行う場合には、親事業者は当該部品を自己の占有下に置いたものと考えられることから、当該検査を行った日が受領日とされ、当該期日から起算して60日の期間内において下請代金を支払う義務が生じることとなる。前記適用基準において明らかにしている親事業者が預託方式を採用する場合の下請法上の考え方は、下請事業者が倉庫に預託したことをもって直ちに親事業者が受領したとの取扱いにはしないもの考え方としたものであり、また、親事業者が倉庫に預託された部品を検査することを禁止しているものではない。ただし、下請事業者が倉庫に預託した部品を親事業者が検査した場合には、親事業者が下請事業者の給付を受領したとの取扱いになり、親事業者は当該下請事業者が給付した部品を使用するか否かを問わず、当該検査の期日から起算して60日の期間内において下請代金を支払う義務が生じること、親事業者が下請代金の支払遅延を生じないよう制度的に担保されれば、現行の下請法においても実施することは可能。</p> | | z2200006 | 公正取引委員会 | ビジネスモデルの進化に伴う下請法（下請代金支払い等遅延防止法）の規制緩和 | 5081 | 50810005 | 11 | 松下電器産業（株） | 5 | ビジネスモデルの進化に伴う下請法（下請代金支払い等遅延防止法）の規制緩和 | 下請法を現在の新しいビジネスモデルに対応できるように規制の緩和をいただきたい。書類整備の手続き緩和、下請法対象会社の自由意志によるコック、VMへの参加、VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認の為の先行検査の実施可能化、引き取り責任を明確にした上での引き取り時期の柔軟対応等 | 下請け企業を保護するはずの「下請代金支払い等遅延防止法」が新しいビジネスモデルであるVMIに合致せず、下請企業を苦しめ、かつ企業経営の効率性を阻害している。 | | |

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 管理コード | 制度の所管官庁 | 項目 | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | その他(特記事項) |
|----------------------------|--|-------|-------|---|--|----------|---------|-------------------------------------|--------|----------|----------|-----------|--------|-------------------------------------|---|------------|--|-----------|
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条 | 独占禁止法第11条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%(保険会社の場合10%)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有することを禁止しており、これを行う場合には公正取引委員会の認可を要することとしている。 | C | | 独占禁止法第11条によって、銀行等の株式保有を制限している趣旨は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有している銀行等の株式保有を制限し、銀行等を中心とした事業支配力の過度の集中が生じること防止する。銀行等が事業会社と結び付くことにより、a当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う等資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められること。b例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取引扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に干渉する等の不正取引の余地が形成されることを防止するといふものである。公正取引委員会が行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査(平成13年7月4日公表)によると、企業は、取引先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。金融機関が行った要請に対しては、意志に応じて要請に応じた企業も多数存在する。企業の4割は金融機関からの要請を断りにくく感じており、意志に応じて要請に応じざるを得ない理由としては次回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられているといった状況が認められている。このような金融会社と事業会社間の関係の特性を踏ま | 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し又は保有することにより、議決権を取得し又は保有する場合について、信託銀行は、議決権保有比率が5%を超えたことが直ちに分らずとも、同法第11条第1項第3号の規定により、1年以内の議決権保有については問題とならない。加えて、あらかじめ同法第11条第2項に基づき認可を得ることにより、株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。当該認可の基準は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(ガイドライン)において、「信託財産として所有等する株式に係る議決権の増加割合が年1%以下であること」などとされているが、予期せぬ議決権保有比率の増大への対応等については、例えば、年資産の増大、株式による資産運用の社運の高まりなど、市場実態の変化の状況も踏まえて判断することが適当であると考えられる。 | 22200007 | 公正取引委員会 | 信託財産に係る議決権保有規制の弾力的運用を可能とすること(独占禁止法) | 5084 | 50840006 | 11 | 社団法人 信託協会 | 6 | 信託財産に係る議決権保有規制の弾力的運用を可能とすること(独占禁止法) | <ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法では、銀行等を行う会社は、同法第11条第2項の認可を受けることにより、信託銀行として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。なお、その認可基準は公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」に定められているところである。 ・一方、平成15年9月の閣議決定により、平成16年度より変更すれば、自己株式の取得が株主総会の決議を経ることなく取締役会の決議により可能となる。 ・当該閣議決定により、自己株式の取得を取締役会の決議により可能とする定期変更を行った企業については、取締役会の決議で適宜自己株式の取得が可能となることにより、取締役権の把握が容易になるとともに、予期せぬ自己株式の取得がなされることにより、公正取引委員会ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増している。 ・特に、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」との基準により、認可を得るためのハードルが低く、認可を得た後、認可基準に抵触する可能性が懸念されている。 ・したがって、信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘らず、認可申請時点で把握可能な総議決権数(認可申請書に記載されたもの)を基準に行うなど、柔軟な対応を可能とするよう要望するもの。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・定款の変更で取締役会の決議に基づき自己株式の取得を可能とする高法改正により、当該ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増したことに伴い、基準遵守のために信託財産の運用による株式の取得を慎重に行わざるを得ず、信託財産の効率的な運用を阻害する恐れがあるため。 | |
| - | 補助金なし | - | - | - | | 22200008 | 公正取引委員会 | 補助金適正化法の運用の一元化 | 5094 | 50940005 | 11 | 和歌山県 | 5 | 補助金適正化法の運用の一元化 | 補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁の政令により別途定められており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の仕組みには、財務省令に運動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの(例 鉄筋コンクリート)や購入したもの(パソコン・サーバ)が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定められており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の仕組みには、財務省令に運動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの(例 鉄筋コンクリート)や購入したもの(パソコン・サーバ)が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。 | |